



2025年5月15日

各 位

会 社 名 共栄セキュリティーサービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 我妻 文男  
(コード番号 7058 東証 スタンダード)  
問合せ先 経営企画室長 坂本 歩  
(TEL:03-3511-7780)

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第41期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、毎年8月1日から翌年7月31日までに変更するものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年7月31日

決算期変更の経過期間となる第42期は、2025年4月1日から2026年7月31日までの16か月決算となる予定です。また、決算期が7月31日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

#### 3. 今後の見通し

本日開示いたしました2025年3月期決算短信をご覧ください。

#### 4. 定款の変更について

##### (1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更後
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>10月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>7月31日</u> とする。
(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から、 <u>翌年3月31日</u> までとする。	(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>8月1日</u> から、 <u>翌年7月31日</u> までとする。
(剰余金の配当) 第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。  (中間配当) 第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。  (新設)	(削除)  (削除)  (剰余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年7月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新設)	附則  (事業年度に関する経過措置) 第39条 第34条(事業年度)の規定にかかわらず、第42期の事業年度は、令和7年4月1日から令和8年7月31日までの16か月間とする。 2 本附則第39条は、第42期の事業年度経過をもって削除する。

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025年6月27日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	2025年6月27日（金）

以 上